



平成 30 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 サンケン電気株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 和田 節
コード番号 6707 (東証 市場第一部)
問 合 せ 先 財務 IR 統括部長 後藤 明弘
T E L (048) 487-6121

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款の一部変更について決議するとともに、平成30年6月22日開催予定の第101回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(ご参考) ただし、株式売買後の振替手続との関係により東京証券取引所における売買単位の 100 株への変更予定日は平成 30 年 9 月 26 日となります。

(4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、本株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載の通り単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・割合 平成30年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成30年3月31日現在)	125,490,302株
株式併合により減少する株式数	100,392,242株
株式併合後の発行済株式総数	25,098,060株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び併合割合により算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

	株主数(%)	所有株式数(%)
総株主数	9,716名 (100.0%)	125,490,302株 (100.0%)
5株未満	156名 (1.6%)	205株 (0.0%)
5株以上	9,560名 (98.4%)	125,490,097株 (100.0%)

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が1株未満の株主様(上記では「5株未満」に該当します。)156名は、下記(4)記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続をご利用頂くことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

51,400,000株(併合前:257,000,000株)

なお、会社法第182条第2項に基づき、株式併合の効力発生日(平成30年10月1日)に、発行可能株式総数を定める定款の規定は、上記の通り変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案が原案通り承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって、当社の定款は以下の通り変更となります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億5,700万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>5,140万株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

4. 日程

取締役会決議日	平成 30 年 5 月 8 日
定時株主総会開催日	平成 30 年 6 月 22 日 (予定)
100 株単位での売買開始日	平成 30 年 9 月 26 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 30 年 10 月 1 日 (予定)
端数株式の処分代金のお支払い	平成 30 年 12 月上旬 (予定)

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とは、どのようなことですか？

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とは、どのようなことですか？

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少数の株式にすることです。今回、当社では5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A 4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に5分の1を乗じた数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、所有株式数及び議決権は次の通りになります。

例	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
1	2,000株	2個	400株	4個	なし
2	1,050株	1個	210株	2個	なし
3	567株	0個	113株	1個	0.4株
4	4株	0個	なし	なし	0.8株

- ・例1に該当する株主様は、特段のお手続はございません。
- ・例2、3の単元未満株式（効力発生日後において例2では10株、例3では13株）につきましては従前と同様に、ご希望により「単元未満株の買い増し」または「単元未満株式の買取り」制度をご利用頂けます。
- ・例3、4に発生する端数株式につきましては、会社法第235条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。この支払代金（端数株式処分代金）は平成30年12月上旬にお送りすることを予定しております。
- ・例4の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式となり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はないのですか？

A 5. 株式併合の前後で会社の資産や資本の変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。ご所有

株式数は併合前の5分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は併合前の5倍となるからです。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなるのでしょうか？

A 6. ご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させて頂く予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株式併合により単元未満株式が生じるのですが、株式併合後も単元未満株式の買取りや買増し制度を利用できますか？

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取り制度または買増し制度をご利用頂けます。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

A 8. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同連絡先 〒168 - 0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 : 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 : 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)